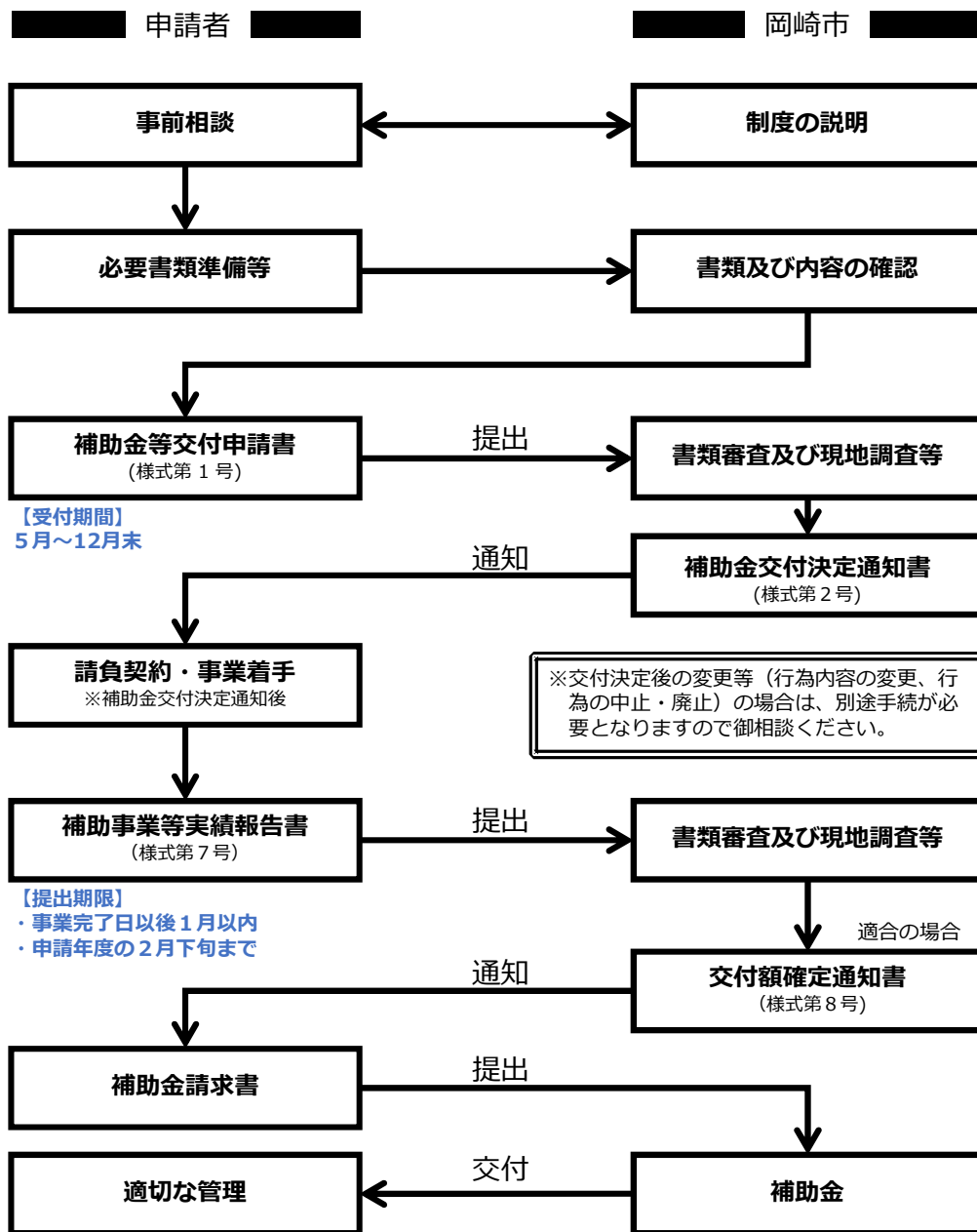


6 補助金交付までの流れ



お問い合わせ
岡崎市 都市政策部 まちづくり推進課 景観まちづくり係
〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 西庁舎1階
TEL 0564-23-6261 / FAX 0564-23-7967

令和6年4月更新

岡崎市HP



岡崎市まちなみ修景補助金制度の手引き

市では、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号。以下「条例」という。）第50条第3項の規定に基づき、特別地域及び景観形成重点地区内の物件を対象に、良好な景観形成のための修理・修景に必要な費用の一部を予算の範囲内で助成します。

1 補助等対象者

眺望景観保全地域、特別地域及び景観形成重点地区内において、景観まちづくりに特に寄与していると認められる建築行為等を行う所有者又は管理者（国の機関又は地方公共団体その他市長がこれに類する者と認めるものを除く。）

2 補助対象行為等

- 補助割合は2分の1となります。
- 同一の建造物等に係る補助金の限度額は、10年間で200万円となります。
- 対象行為が2以上ある場合で、補助金を合算した額が1会計年度につき100万円を超えるときは100万円となります。（岡崎市まちなみ修景補助金交付要綱を参照）

※補助金の交付は、市の予算の範囲内とし、予算を超える場合は、申請額を交付できない場合もありますので御了承ください。

対象行為	補助対象の範囲	実施例	補助金の限度額
1 特別地域内で行う建築行為等について、大樹寺から岡崎城を望む歴史的眺望の保全のために必要と認められる測量	道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できるものであること （道路側から見た立面図で確認できる範囲。カーポートなどで遮蔽される場合は「容易に望見できる」と判断できません）	☐ まちなみの連続性に配慮した門、塀の設置 ☐ 木製外壁の張替え ☐ 木製建具への交換 ☐ 屋外設備の目隠し	30万円
2 保全地域又は重点地区内の建築物の外観に係る修景。			100万円
3 保全地域又は重点地区内の工作物の外観に係る修景。			30万円
4 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの。			30万円

「外観」は補助の対象となりますが
「内部」は補助の対象となりません！



3 受付期間

5月～12月末日
工事の完了、実績報告書提出までを申請年度の2月下旬までに行う必要があります。

▶工事を始める前に市へ補助金交付申請をする必要があります。（申請の流れは裏面を参照）

▶請負契約は市の補助金交付決定通知の後に締結してください。

4 必要な書類等

口詳細は「岡崎市まちなみ修景補助金交付要綱(以下「要綱」という。)」を参照ください。
口別途、条例第20条による景観協議の対象行為は、市と協議が必要となります。

(1) 事前相談 (要綱第7条)	補助金交付申請前
まちなみ修景補助金の交付を受けるには事前に市へご相談ください。	
申請に必要な書類等、手続きについてご説明いたします。	

(2) 交付申請 (要綱第8条)	正・副各1部	請負契約・着事前
① 市費補助金等交付申請書 (様式第1号)		
② 位置図	当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面	
③ 設計図書 (図面及び仕様書) / 仕様書 (測量)	当該行為の各種図面 (着色)、仕様部材表等の仕様書	
④ 工事費又は委託費見積書の写し	補助対象部分の算出に必要な詳細な見積書(工事の内容や使用する材料や数量等がわかるもの)	
⑤ 現況写真	A4用紙に写真を印刷 平面図に撮影位置を記載すること 現状及び周辺の状況が確認できるもの 工事の予定箇所が確認できるもの	
⑥ 市費補助金申請に係る消費税 仕入税額控除確認書	消費税額を含めて申請する場合に限る	
⑦ 所有者の同意書	所有者以外が申請する場合に限る	
⑧ その他市長が必要と認める書類	補助対象見積額等算出表 材料カタログ写し等	

交付申請後、市で補助対象行為かどうかを含めて審査を行います。
必ず、交付申請した補助金が受けられるわけではありません。

(3) 実績報告 (要綱第12条)	正・副各1部	工事完了後1ヵ月以内
① 市費補助金等実績報告書 (様式第7号)		
② 収支決算書		
③ 契約書の写し		
④ 領収書の写し	補助金対象部分ができるように	
⑤ 補助対象行為に係る写真 その他行為の状況を示す資料 ／測量成果品 (測量)	すべての工事箇所が確認できるもの 事前協議時と同じ撮影位置が望ましい ／測量成果品は右図参照	
⑥ その他市長が必要と認める書類		

市は検査後、「交付額確定通知書」を交付します。

(4) 請求書 (市所定様式)	提出後補助金交付
-----------------	----------

5 補助金交付までの流れ

- (1) 補助行為の請負契約や着手は、必ず、補助金交付決定後に行ってください。
- (2) 補助金の交付は、市の予算の範囲内とし、予算を超えるときは、申請額を交付できない場合があります。
- (3) 補助金の増額変更へは、対応できない場合があります。
- (4) 補助金の交付を受けて補助対象行為を行った建造物 (付帯する各種設備等も含む。)は、原則、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は外観の変更を行うことができません。ただし、「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」を基準に、補助金の交付の目的及び当該建築物等の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときはこの限りではありません。
- (5) 交付決定後、補助行為の内容に変更のないよう御検討の上、申請してください。やむを得ず変更する場合は、「岡崎市まちなみ修景補助行為内容変更承認申請書(様式第3号)」を提出してください。
- (6) 補助行為を中止又は廃止する場合は、「岡崎市まちなみ修景補助行為中止・廃止承認申請書(様式第5号)」を提出してください。
- (7) 補助対象行為が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び遂行状況を報告してください。
- (8) 「実績報告書」は工事完了から1ヶ月以内に提出してください。なお、やむを得ず年度末に工事完了する場合は3月31日までに提出してください。
- (9) 所有者に対し、補助対象行為に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことがあります。
- (10) 建築基準法等の関係法令を遵守してください。

- 修理
現に良好な景観を形成している建造物の現状を維持しながら、あるいは復元的な手法を用いて、老朽化等により損傷した部分を同等の材料で健全な状態に直すことをいいます。
- 修景
建築後の改修等により建築様式など形態意匠が改変された部分を良好な景観形成に資する形態意匠に整備することをいいます。(新築行為も含みます。)
- 外壁
仕上げ材料及びこれを必要な部分に緊結するための下地材料 (胴縁、防湿シート等)、取り合い金物を含みます。
- 屋根
仕上げ材料及びこれを必要な部分に緊結するための下地材料 (垂木、野地板、防水シート等)、鼻隠し、破風板、軒裏、水切り等の取り合い金物を含みます。

測量成果品一式		
項目	測量成果品	備考
	特別地域を示す平面図	該当する場合
	基準面を示す立面図	
測量準備	測量機器検定証明書 (写)	
補助基準点測量	基準点観測手簿	
	点の記	
	基準点成果簿	該当する場合
境界測量	境界測量観測手簿	該当する場合
	境界測量計算書	該当する場合
	境界点成果簿	該当する場合
	用地境界仮杭設置場所表示図	該当する場合
仮杭設置	用地境界仮杭座標値一覧表	該当する場合
	境界測量精度管理表	該当する場合
	面積計算表	該当する場合